

第二十五号の三様式 （平26内府令49・追加、令元内府令2・令2内府令75・一部改正）

【表紙】

【提出書類】

自己株券買付状況報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の6第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【報告期間】

自 年 月 日 至 年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

（所在地）

1 【取得状況】

年 月 日現在

区 分	投資口数（口）		価額の総額（円）
役員会（ 年 月 日）での決議状況 （取得期間 年 月 日～ 年 月 日）			
報告月における取得自己投資口 （取得日）	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	—		
報告月末現在の累計取得自己投資口			
自己投資口取得の進捗状況（％）			

2 【処理状況】

年 月 日現在

区 分	報告月における処分投資口数 (口)		処分価額の総額 (円)
取引所金融商品市場において行う取引による売却を行った取得自己投資口	(処分日) 月 日 月 日 月 日		
計	—		
店頭売買有価証券市場において行う取引による売却を行った取得自己投資口	(処分日) 月 日 月 日 月 日		
計	—		
消却の処分を行った取得自己投資口	(消却日) 月 日 月 日 月 日		
合併に係る移転を行った取得自己株式	(移転日) 月 日 月 日 月 日		
計	—		
その他 ()	(処分日) 月 日 月 日 月 日		
計	—		
合計			

3 【保有状況】 年 月 日現在

報告月末日における保有状況	投資口数 (口)
発行済投資口総数	
保有自己投資口数	

(記載上の注意)

1 一般的事項

(1) 削除

(2) 自己の投資口に係る投資信託及び投資法人に関する法律第80条の2第3項の規定による役員会の決議があった日の属する月から同法第80条の5第2項の規定により読み替えて適用する同法第80条の2第1項第4号に掲げる期間の満了する日の属する月までの各月（この様式において「報告月」という。）の末日現在の自己の投資口に係る内国投資証券の買付けの状況等について記載すること。

(3) この様式（記載上の注意を含む。）は、内国投資証券の買付けについて示したものであり、その他の上場株券等（法第24条の6第1項に規定する上場株券等をいい、特定有価証券に該当するものに限る。）の買付けについてはこれに準じて記載すること。

2 「取得状況」

(1) 役員会で、自己の投資口の取得に関し投資口の口数、価額の総額及び取得することができる期間以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(2) 「報告月末現在の累計取得自己投資口」欄には、自己の投資口に係る役員会の決議のあった日の属する月から報告月末までに取得された自己の投資口の総口数及び価額の総額を記載すること。

(3) 「自己投資口取得の進捗状況」欄には、「報告月末現在の累計取得自己投資口」欄の投資口数及び価額の総額を「役員会での決議状況」欄の投資口数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。

(4) 公開買付けにより自己の投資口を取得している場合はその概要等を欄外に記載すること。

3 「処理状況」

(1) 「取引所金融商品市場において行う取引による売却を行った取得自己投資口」欄には投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第130条第1号に定める方法により報告月中に処分したものの総口数及び処分価額の総額を、「店頭売買有価証券市場において行う取引による売却を行った取得自己投資口」欄には、同条第2号に定める方法により報告月中に処分したものの総口数及び処分価額の総額を、処分日ごとに記載すること。

(2) 「消却の処分を行った取得自己投資口」欄には、報告月中に消却したものの総口数及び処分価額の総額を、消却日ごとに記載すること。

(3) 「その他」欄には、(1)又は(2)の方法以外の方法により報告月中に処理を行った場合に、その内容、処分する投資口の総口数及び処分価額の総額を、処分日ごとに記載すること。

4 「保有状況」

「保有自己投資口数」欄には、報告月末日現在において保有している自己の投資口の総口数を記載すること。